

ハーバーマス『真理と正当化』における認識実在論

佐々木 尽 (大阪大学文学研究科博士後期課程)

2023年5月20日, 日本哲学会第82回大会 (早稲田大学)

はじめに

本論の目的は、ハーバーマスが『真理と正当化』(Habermas, 2004, (=WR))において提示した「認識実在論 [Erkenntnisrealismus]」がどのような思想かを明確にすることである。この立場はハーバーマスが本書における自らの立場を「言語論的カント主義の流れを汲むプラグマティスト的認識実在論」(WR 14, 強調引用者)と述べるほど重要な立場であるはずなのにもかかわらず、その内実は積極的・体系的には述べられていない。ただはっきりしているのは、この立場がR. ブランドム『明示化 [Making It Explicit]』(Brandt, 1994, (=MIE))に帰される「概念実在論 [Begriffsrealismus]」を批判し、それに対置される立場だということである。概念実在論が扱われる章では、「カントからヘーゲルへ——ロバート・ブランドムの言語語用論」という題の下で、概念実在論批判が行われる。そのため上記の目的のために、本発表はハーバーマスの『真理と正当化』と、ブランドムの『明示化』をはじめとする諸著作とに注目したい。

行論は以下である。第1節では、『真理と正当化』においてハーバーマスが言葉少なながらも認識実在論に触れる箇所を参照し、さしあたりの特徴を抽出する(1.1)。またブランドム『明示化』において、客観性の問題がどのように見出されるかを(ハーバーマスによる理解に即しつつ)確認する(1.2)。第2節では、客観性の問題へのブランドムの対応は「学習」の説明として不十分だとするハーバーマスの批判を通じて、ブランドムの理論が概念実在論に至る道筋を追う。次いで、概念実在論に至るブランドムが、それまでの語用論的な探究を無駄にしてしまう、というハーバーマスの批判を再構成する。第3節では、主にブランドム『信頼の精神』(Brandt, 2019, (=ST))に触れてハーバーマスの批判が回避されることを論じつつ(3.1)、両者の立場の相違が理論構成全体の相違として捉えられると主張し、その相違を通じてハーバーマスの認識実在論を、客観的世界の存在を「想定」するに留める、最低限の語りを貫く立場として輪郭づける(3.2)。

1 それぞれの理論の概略

1.1 ハーバーマス：認識実在論的直観

まず「認識実在論」についてハーバーマスが与える特徴を見よう。前提として、認識実在論が問題となるのは、客観的世界のあり方についてである¹。『認識と関心』(Habermas, 1968, 1973)か

¹ハーバーマスは『コミュニケーション的行為の理論』(Habermas, 1981, (=Tkh))に著名な真理性・正当性・誠実性という三つの妥当要求に即して、客観的世界・社会的世界・主観的世界という三つの形式的世界を想定しているが、ここで問題になるのは客観的世界である。社会的世界については、ハーバーマスは一貫して反実在論的な見解を持っている。また主観的世界については、それぞれの主体がそれぞれ自分の世界(内面)に特権的なアクセスを持つというタイプのものであり、実在論は問題とならない。

ら『真理と正当化』に至るまで一貫したハーバーマスの主張は、客観的世界が (a) 独立に存在し [unabhängig existierend]、それゆえに (b) 意のままにはならず [unverfügbar]、かつ (c) 誰にとっても同一な [für alle identisch] 世界として実在すると「想定 [unterstellen]」される、というものである²。この実在性はあくまで「想定」に過ぎないが、『真理と正当化』でのハーバーマスはそれを「認識実在論的直観 [erkenntnisrealistische Intuitionen]」(WR 15) と呼ぶ³。そのためまずは、(a)～(c) を満たす客観的世界の実在想定が、「認識実在論」の特徴の一つと考えられる。

ブランダムとの差異化のために、(a) の「独立」について少しだけ見よう。ハーバーマスの場合、客観的世界の独立性は、「言語から独立 / 記述から独立 [sprachunabhängig / beschreibungsunabhängig]」(WR 46) という意味であるとともに、「我々の精神から独立 [von unserem Geist unabhängig / geistunabhängig]」(WR 28; 41) という意味でもある⁴。つまり客観的世界は我々の認識や記述に依存せず、言語的・概念的なあり方をしていない。言語的・概念的なあり方をしているのは生活世界であり、我々はその「生活世界の地平から、客観的世界の中にある何かに対してかかわりを持つ」(WR 25) しれない。言語や概念を使わずに〈生の実在〉^{なま}には触れられないが、言語や概念を用いて我々が叙述を試みるのは、言語的・概念的ではない〈生の実在〉^{なま}なのである——「真理の合意説」論者として知られる通り、「叙述」は討議や論証を通じて相互主観的に試みられる。

〈相互主観的に接近可能な客観的世界〉という認識実在論的な前提だけが、以下の二つを調和させることができる。言語的に分節化され、我々が踏み越えることのできない生活世界の地平が持つ認識的優位と、言語から独立で、我々の実践に制限を課してくる実在 [Realität] の存在論的優位と、である。(WR 41, ◇ 引用者)

『真理と正当化』で実質的に認識実在論に触れられるのは、この「認識実在論的直観」の箇所に限られる。そのため次に「概念実在論」批判を見るが、それに先立ってブランダムが客観性の問題にいかに対応したかを（ハーバーマスの読み筋に即しながらではあるが）概観しておこう。

1.2 ブランダム：規範的語用論と客観性

ブランダムはハーバーマスと似て言語の語用論的な側面に着目し、「規範的語用論」(MIE 3) を展開した。討議実践⁵の参加者たちは相互に、コミットメントやエンタイトルメント（「規範的

²vgl. WR 25; 321。久高将晃は『真理と正当化』以前のハーバーマスが「非実在論」を採っており、『真理と正当化』に至って初めて「弱い実在論」を採り始めたと解釈する (cf. 久高将晃, 2021, 98-101)。しかしハーバーマス自身が「理論哲学の根本問題に答えるべく『認識と関心』がとった立場は、[...] 超越論的語用論にもとづく認識実在論だった」(WR 13, 強調引用者) と述べており、久高の解釈は問題含みである (cf. 佐々木尽, 2022)。

³この直観はまた、「実在論的直観 [realistische Intuitionen]」や「実在論的日常直観 [realistische Alltagsintuitionen]」とも呼ばれる (vgl. WR 16; 46; 146; 152; 165; 231; 249; 312)。

⁴この見解は『道徳意識とコミュニケーションの行為』(1983) に既に見出すことができる。曰く、「これ [規範的・社会的世界] に対して、[事実の世界・客観的世界については、] 我々は概念的に、次のように想定 [Annahme] するよう強いられている。すなわち事態 [Sachverhalte] は、真なる文の助けを借りて確認されるかどうかからは独立に存在する、と」(Habermas, 1983, 71)。

⁵ブランダムの場合、「discursive practice」という語は「言説実践」などと訳されることも多いが、ハーバーマスの「Diskurspraxis」と翻訳関係にある。ハーバーマスの「討議」は（「コミュニケーション的行為」と区別され）厳密な

(義務論的) 地位) を帰属させあったり、引き受けたりする。この観点から眺められた言語行為ではまずもって、それが事態を叙述できているかどうかではなく、話し手や聞き手が相互にどのような規範を課したり抱え込んだりするか、が重要となる (cf. 白川晋太郎, 2021, 99)。そしてブランドムは、「ここで考えられるべき種の義務論的地位は、実践的態度 [=帰属させたり引き受けたりすること] の産物である」(MIE 161) とし、規範的地位の社会性を強調する(「現象主義」)。

こうした「規範的語用論」だけでは、参加者たちの規範的地位や態度だけで片が付いてしまうようにも見えるが、「ブランドムは現象主義的なやり方をしながらも、明らかに実在論的な直観を満足させようとしている」(WR 152)——客観性を「連帯」へと還元しようとしたローティとは、ここが異なる。我々には誤った信念を持ち、誤った言明をする可能性があるからである。一人の言明はもちろん誤り得るし、すべての人がある言明にコミットメントを引き受けたとしても、やはりその言明が誤りだと判明することがあり得る。最大の相互主観性が確保できたとしても、厳密な客観性にはまだ足りず、それを求めるとすれば「世界」側へ訴えざるを得ない⁶。

適切な [correct] 推論についての意味論的に満足のいく考えは、概念的 content についての受容可能な考えを作り出さなければならない。しかしそのような考えは、客観的な真理条件の理念、そして客観的に適切な推論の理念を提供しなければならない。判断や推論のそうした [それぞれの] 適切さ [proprieties] は、判断や推論を適切なものとして受け取る、ないし取り扱う [討議参加者たちの] 現実の態度を踏み越えていく。この適切性は、事物がどのようなものとして受け取られるか [how they are taken to be] から独立に、事物が現実にとどのようなようであるか [how things actually are] によって規定される。我々の認知的態度は究極的には、こうした態度超越的な事実 [attitude-transcendent facts] に応答するのでなければならない。(MIE 137; WR 146, 下線引用者)

討議参加者たちは判断や推論をする際に「規範的態度」を取るが、その態度からは独立し、態度を超越するような「現実」ないし「事実」がある。白川にならって、二つの要素を取り出そう。一つは、〈権限をもって真と見なすこと〉と〈真と見なす、と誤って言い張ること〉の区別 (vgl. WR 170)、あるいは「ある事柄を正しいとみなすこと」と「実際に正しいこと」の区別 (cf. 白川晋太郎, 2021, 225) である。もう一つは、上の引用で「事物が現実にとどのようなようであるか」とされて

意味付けを持つため、ブランドムの "discursive practice" と完全に重なるとは考えにくい。ブランドムがセラーズから受け継いだ「理由の空間」は、ある言明に対して理由を求め、与えるゲームであって、さしあたりハーバーマスの「討議」と重ねても差し支えないと思われる。そのため本論では訳語を「討議実践 / 討議参加者」に統一する。

⁶以降に記すように、ハーバーマスは明確に、ブランドムに実在論的な傾向を見てとっており、直後の引用についても〈ブランドムが推論主義的な観点から示そうとする課題が (推論主義者以外から) どのように見られていたか〉としてではなく、ブランドムの実在論的見解が現れている箇所として解釈している (cf. WR 146)。しかしブランドムは規範的語用論 (および推論的意味論) を介して現象主義的な見解を採ることから、『明示化』は『世界を失う』恐れがある」という言語観念論批判を多く受けていた (cf. Bernstein, 2010, 120; 白川晋太郎, 2021, 224f.)。

いた部分、つまり「実際の世界のあり方に応答している」(ibid.) ことである⁷。前項で見た「認識実在論」と照らし合わせると、「事実」ないし世界は、参加者の態度からは(a) 独立に存在し、ゆえに参加者が自らの態度如何によって(b) 意のままにはできず、さらに推論・判断の、全参加者にとっての「適切性」を提供するという意味で(c) 誰にとっても同一、である。ブランダムもやはり「認識実在論的直観」を諦めない、とハーバーマスは言う⁸(vgl. WR 15; 146; 169)。

社会的に行われる討議実践・推論実践に客観的世界を繋ぎ止めるために、ブランダムは「知覚」と「行為」に訴えている。知覚は「観察報告」として命題化され、討議や推論のネットワークに組み込まれる。「非推論的報告は、それ自身は正当化されない、正当化するもの [unjustified justifiers] として機能し得る。[...] それゆえに観察は逆行に歯止めをかけるのであり、この意味で経験的知識の基盤を与える」(MIE 222; WR 159)。ハーバーマスによるパラフレーズ「無数の潜在的な命題からなる意味論的な糸の編み目が、演繹可能な観察文という結節点において、いわば実在 [Realität] に係留されている、というイメージ」(WR 159) は非常に理解しやすい。また行為は、討議や推論実践の中で何らかの行為をしようという実践的なコミットメントが形成され、それを引き受けて意図的に行われる (cf. MIE 263)。知覚が〈推論へと組み込む〉もの、行為は〈推論から出す〉ものであり、この出し入れ関係によって推論側と世界側は繋ぎ止められている。

2 『真理と正当化』の概念実在論批判

続いてハーバーマスが「概念実在論」としてブランダムを批判する論立てを見よう。批判のポイントは大きく分けて三つあり、節立てを分けて論じられているが、本論ではそのうち一つ目にあたる、「学習」にかんする問題を取り扱う。

パース以来のプラグマティズムは、「行為遂行が成功するかどうか、経験的信念の確証のための最も重要な基準を見てきた」(WR 163f.)。意図された行為が成功する、つまり現実ないし客観的世界と「うまくやっている [Zurechtkommen]」限りで、自分の信念を修正する必要はない。ただもちろん行為が失敗することもあり、その際失敗に終わったという知覚は、「既存の信念を修正せよという強要の [Nötigung zur Revision][...] 意味合い」(WR164, 強調引用者) として語られる、規範性を持つことになる⁹。もちろん通常は実験や討議を重ねてだが、こうして我々は、場合によっては信念を修正し、新たに世界と「うまくやる」ことのできる信念を学習する。ハーバーマスはこうした学習概念を採用するが、ブランダムとの差異で重要なのは「[...] 客観的世界は、道具的な行為という機能領域においてのみ、自己主張してくる」(WR164) 点である。

⁷白川は二つの要素を「態度超越性」と「世界応答性」と呼び、前者を確保することが相対主義への反論に、後者を確保することが言語観念論への反論になると指摘する (ibid.)。

⁸ラフォンは、ブランダムとハーバーマスの論争を取り扱った論考で、とりわけ「知識」および「真理」概念に着目しながら、ブランダムの理論がこうした実在論的な要素を含む必要があると指摘する (cf. Lafont, 2002, 200f.)。

⁹前節で確認した実在ないし客観的世界の存在論的優位の箇所でも、実在が「我々の実践に制限を課してくる [die unseren Praktiken Beschränkungen auferlegt]」のだと語られていた。

ブランダムが推論と世界とを繋ぎ止めるポイントとして行為（と知覚）を用いていることは上で見た。しかしハーバーマスは次のように言う。

だがブランダムにとって行為とは、基本的に言語行為である。我々が因果的にこの世界に介入する際の志向的行為がブランダムの関心に触れるのは、何よりも[その行為を]正当化する諸々の理由である。[···]原理的に正当化可能な行為が実際に正当化を迫られる限りで、その行為は言語行為と同じように、討議実践に引き込まれる。こうしてブランダムの試みは、知覚から行為へと惑うことなく直線的に進むことができる。そしてその際、知覚が行為のコンテキストに埋め込まれていることは気にもとめられず、また知覚が「対処 [coping]」へのフィードバック [···] に基づいて初めて得られる、修正的な力に注意が払われることもない。(WR 165)

ハーバーマスでは、道具的行為の失敗の知覚を通じて、客観的世界・実在が信念の修正を迫る。そして「もちろん、行為者が実在を前にして挫折する経験そのものも言語的に構造化されてはいる。しかしこの経験は言語にかんする経験ではないし、言語的コミュニケーションの地平内部の経験でもない」(WR164)。対してブランダムでは、行為はまずもって「言語行為」として捉えられ、失敗の経験は「言語にかんする経験」や「言語的コミュニケーションの地平内部での経験」になる。規範性は討議実践の中で参加者から寄せられる反論——別の命題と両立しないため、その内容を主張すべきでない、という指摘——ということになる。ハーバーマスは言語的に構造化された生活世界と、〈生の^{なま}実在〉たる客観的世界との間に摩擦を見出し、そこに学習概念を位置付けた。ブランダムにおいて摩擦は、討議や推論の側での参加者たちによる主張の対立に位置付けられ、生活世界と客観的世界の間に摩擦は想定されない。両世界の繋ぎ目があまりにスムーズになってしまっている、ということである。

批判とは少し要点がずれるが、この点は両者の「プラグマティズム」に差が生じるところとも言えそうである。「実質的推論関係は、究極的には具体的な実践において、人々がどのような推論を適切／不適切とみなすのかという態度によって規定される。まさしく実践優位のプラグマティズムである。規範は我々が作るのだという『規範に関する現象主義』が端的に表れている」(白川晋太郎, 2021, 125)。客観的世界と生活世界とのかかわり合い——道具的行為と（成功・失敗の）知覚、そしてそれに基づく学習——に古典的プラグマティズムからの継承が見られるハーバーマスに対して、ブランダムには推論関係を「適切／不適切とみなす」というある種の行為（規範的態度表明）との関係の下で取り扱うというプラグマティズム的見解が見出される¹⁰。

¹⁰大河内は「真理」概念についてハーバーマスとブランダムそれぞれのプラグマティズムを検討しており、ブランダムのそれを次のように解説している。「ブランダムは『真理』を性質としてではなく、コミュニケーション参加者の『真と見なす』という行為との関係において扱うという古典的プラグマティズムの遺産を継承し、真理を『説明的』なものとしてではなく、コミュニケーションにおけるその参加者の規範的態度を明示化する『表出的』なものとして考える（表出主義）」(大河内泰樹, 2015, 219, 強調引用者)。

話を戻そう。ブランドムの論立てでは、客観的世界と推論との繋ぎ目に摩擦が生じることはないが、実はそれが客観的世界の説明に強く影響する、とハーバーマスは言う。曰く「それゆえにブランドムは、概念実在論をとらざるを得なくなる [...] sieht sich Brandom zu einem Begriffsrealismus genötigt [...]」(WR 162, 強調引用者)。ブランドムは推論だけでなく客観的世界も、「初めから概念的な本性のものであり、同じ素材からできている」(WR 166) と考えるしかなくなる。同じ素材であるがゆえに、推論と世界との間に摩擦は起こらず、繋ぎ目としての「経験は、現存する事態をそれに対応する言明内容へと変換する浸透膜のような媒介として機能することになる」(WR 43, 強調引用者)。こうした「観想的な [kontemplativer] 経験概念」をとる限り、実在が持つ信念修正を迫る規範性が失敗の経験を通じて明らかになり、学習につながるという「構成的な貢献 [konstruktiver Beitrag] の余地」は失われる、とハーバーマスは主張する (vgl. *ibid.*)。

そして実際『明示化』でのブランドムは、「概念実在論」という語を用いてはいないが、概念実在論の立場をとっていると考えられる。「推論的に分節化されているものとしての諸概念、という構想は、思考と世界についての見取り図を与えてくれる。思考はほぼ [世界と] 同等に [equally]、また特定の事例においては [世界と] 同一に [identically]、概念的に分節化されている、という見取り図である。事実とはまさに、真なる主張なのである。事実とは他の主張と同様に、他の主張との推論関係や非両立関係によって概念的に構成されている」(MIE 622; WR 166)。

これだけでは、ブランドムが概念実在論を採用して学習概念を改変したのだ、と言えば済むようにも見える。しかしこの構想を採ることが、ブランドムの理論構築に致命的なダメージを与える、とハーバーマスは言う。「それ [概念実在論] は、世界『それ自体』の構造について語ってしまうことで、言語において『現象する』実在性についての討議理論的アプローチによる分析を無駄にしてしまう」(WR 162)。前節で、最終的には概念実在論をとるブランドムも、認識実在論的直観を諦めないことを確認した。ただハーバーマスのそれがあくまで実在想定に留まる認識実在論的直観だったのに対し、ブランドムは「世界『それ自体』の構造について語って」しまう。さらに、客観的世界の存在論的優位をブランドムに読み込む¹¹ハーバーマスは、ブランドムにはまったく受け容れ難いであろう結論を導こうとする。存在論的に先に在る客観的世界は、推論と同じ概念的な素材からなり、我々は何の摩擦もなく知覚・経験を行うことができる。それに基づく推論の適切さの審級も、最終的には客観的世界（「事物が現実にとどのようであるか」）に求められるのだから、討議をする必要がなくなってしまう、と。前節の認識実在論の特徴づけでは、実在の存在論的優位と、「生活世界の地平が持つ認識的優位」が両立する必要があった。ハーバーマスからすれば、ブランドムは概念実在論を採ることで規範的語用論を犠牲にしており、討議の側が持つ認識的優位を認められず、結果二つの優位性が両立できなくなってしまう。

¹¹大河内はハーバーマスがブランドムの立場を「強すぎる客観性概念を前提するもの」(大河内泰樹, 2015, 219) として解しているものの、その理解が必然的ではないと指摘している。脚注6も参照のこと。

3 認識実在論を輪郭づける

3.1 二つの優位の両立と学習概念のその後

ここまでハーバーマスによる概念実在論批判を見てきた。興味深いことに、『明示化』では登場しなかった「概念実在論」という語を、ブランダムは「事実、規範、規範的事実：ハーバーマスへの応答」(2000, (=応答論文))以降、むしろ積極的に用いるようになっていく。そこでこの最終節では、その後のブランダムの立場を主に『信頼の精神』を通じて概観し、ハーバーマスの認識実在論を対照的に輪郭づけてみたい。

まずは、客観的世界の存在論的優位と生活世界の認識的優位との両立如何のその後である。「世界が客観的に在るあり方は自体的に、概念的に分節化されている」(ST 54)という概念実在論を放棄しないブランダムは、それでも結果的に『信頼の精神』においては、この両立に近づいている。ブランダムは「概念的」という語を「実質的に非両立および帰結という [推論] 関係にある」(*ibid.*) という意味で理解するが、この推論関係は実在ないし客観的世界の側と、討議の側とで二つの形式をとる¹²。そしてブランダムは、これら二つの関係のうち、(1) 客観的世界側の関係が討議側の関係に存在論的に依存することはないが、(2) 両関係は相互に認識的に依存する、と主張する¹³ (cf. ST 206-214)。(1) は、実在・客観的世界の存在論的優位とまでは言えないが、少なくとも客観的世界(側の関係)の存在論的独立までは維持されていると言えよう¹⁴。また(2)の相互的依存の片面として、客観的世界側の推論関係が討議側の推論関係を通じてしか理解できないという、討議側の認識的優位が主張されている、と解釈できる¹⁵。

批判の中心だった「学習」についても、『信頼の精神』では「誤り [error] の経験」としてより詳細に論じられている (ST ch.2, esp. 75ff.)。そこでは、水に差し込んだ棒が曲がって見えるという例を用いつつ、同じ一つの対象について「この棒はまっすぐである」「この棒は曲がっている」という二つの非両立な信念(的コミットメント)を獲得し、一方にコミットすることをやめたり、内容を「修正 [rectification]」(ST 77)したりすることによって、実践的に非両立を解消するプロセスが描かれる。ただハーバーマスが批判を加えていたのは、「誤りの経験」後の信念修正プ

¹² 実在ないし客観的世界の側のそれは「真理様相的 [alethic modal] 関係」、討議の側のそれは「義務論的規範的 [deontic normative] 関係」(ST 205)と呼ばれる。

¹³ ブランダムに即して言えば、(1) が否定する存在論的な依存性は、「Y (Y 概念の指示対象) がなければ X (X 概念の指示対象) があり得ない [there cannot be]」(ST 206) という「指示依存性 [reference-dependence]」(*ibid.*) であり、(2) で提示される認識的依存性は「Y 概念をも把握することなしには、X 概念を把握したとは原理的に言えない」(*ibid.*) という依存性の相互的なもの、すなわち「相互的意義依存性 [reciprocal sense-dependence]」(*ibid.*) である。

¹⁴ 第1節で引いたようにハーバーマスが存在論的優位を語る際には、独立的存在(ハーバーマスの場合には「言語から」だが)と、「我々の実践に制限を課してくる」こと、すなわち生活世界と客観的世界との異種性による摩擦や(客観的世界が持つ)規範性とをその要素としていた。そのため概念実在論を採るブランダムを考える際には、摩擦や規範性の点での「優位」までは必要とされず「独立」で十分であろう。

¹⁵ ブランダムは相互的な意義依存関係を述べているのであって、一方向的な含みを持つ「優位」という語は不適当ではないか、との反論があるかもしれない。しかし上記の(2)の他面は、義務論的規範的推論(やそれを伴う討議実践)は、真理様相的な関係からなる世界の構造についてのものだ、という仕方理解され得るのであって (cf. 白川晋太郎, 2021, 273)、ハーバーマスの言う「認識的優位」を掘り崩すものではないと考えられる。

ロセスではなく、誤りとの出会い方についてであり、ハーバーマス自身はそこにこそ、非概念的な客観的世界と概念的な生活世界という異種性を「道具的行為の失敗」として組み込んでいた。ブランダムは応答論文で「我々は単に観察するだけでなく、実験し、理論や仮説を立て、吟味し [test them]、それに基づいて修正を加える。認識は、認知、行為、認知という、フィードバックに支配されたサイクルの一要素としてしか理解され得ない」(Brandom, 2000, 357) と応答しているが、実践的・道具的行為における失敗を通じて客観的世界が信念修正を迫る規範性という点において、ハーバーマスが満足するとは考えにくい。

3.2 「閉じない体系」としての認識实在論

しかし、『信頼の精神』において最も直接的な仕方で自らのヘーゲル的な側面を前面に押し出し、「概念实在論」（およびそこに「客観的観念論」と「概念的観念論」を加えた「絶対的観念論」）を主張するに至ったブランダムにとっては、ハーバーマスが満足するような応答をすることは、論争的という以上の意味において、おそらく重要ではない。『真理と正当化』におけるハーバーマスも薄々自覚しているような書き方をしているが、両者の相違は「世界観」と呼んでも差し支えないほどの、「理論構成全体」(WR 172)の相違であることが読み取れるからである¹⁶。

上述の通りブランダムは客観的世界が「概念的に分節化」され、討議の側と同じ素材でできている、と考える。『明示化』で既に述べられていたように「事実とはまさに、真なる主張」であり、討議で主張が真と見なされるに至った場合、その言明は客観的世界における事実になる。ここからは〈客観的世界は事実 [Tatsachen] の総体である〉という考えが導かれる。対するハーバーマスは、概念的構造の生活世界と非概念的構造の客観的世界とを峻別し、概念的構造の「事実」が客観的世界側にあることを認めない。「[客観的]世界内にある何ものかを記述するための言明構造を、存在者自体の構造へと実体化 [reifizieren] してはならない」(WR 44)。そこから〈客観的世界は事物 [Dinge] や出来事 [Ereignisse] の総体である〉という見解を採ることになる¹⁷。

それぞれの見解を整理した上でハーバーマスは、先の学習概念批判に立脚してこう述べる。「文法的な [=生活世界が概念的構造を持つという意味での] 概念实在論を世界それ自身にまで拡大すると [...], プラグマティズムが十分な根拠をもって克服してきたはずの認識の鏡像モデルもまた舞い戻ってくる」(WR 43)。上述の通り、存在論的優位として先に在る客観的世界を摩擦なく知覚するのであれば、それは単なる表象主義（および真理対応説）への逆戻りだろう、ということである。しかし少なくとも『信頼の精神』でのブランダムの主張では、たとえ客観的世界が概念的に分節化されているとしても、我々はあくまで討議側の推論関係を通じてしかそれを

¹⁶ 当該箇所ではハーバーマスは、「理論構成全体に対する大規模な疑念は、それが空振りに終わりたくなかったら、個別反論という小額紙幣でなされねばならない」(WR172)と述べ、二人の相違が大規模であることを示唆している。

¹⁷ 二つの見解は中世普遍論争の現代的・言語哲学的バージョンになぞらえられ「実念論 [Realismus]」と「唯名論 [Nominalismus]」と呼ばれる (WR 42ff.; 166)。ここにはブランダム以外にも、後期パースの実念論的見解 (EI, Kap.5, 6) や、アーペルの「意味批判的实在論 [sinnkritische Realismus]」(Apel, 2002) との対決姿勢が読み取られ得る。

理解できない（認識的優位）。表象主義的な意味での客観的世界へのアクセスは確保されておらず、批判自体は容易に回避できることになる。

その上で、ハーバーマスの認識実在論をあえて「理論構成全体」の観点から輪郭づけるとすれば、次のように言えるだろう。客観的世界を、生活世界という概念的領域の不定の外部として設定することで、ハーバーマスは〈閉じることのない理論体系〉を構築しようとしている、と。

ポスト形而上学的な思考を導く [ブランドムへの] 批判は、単純なものでよい。それは、我々の世界了解の構造のうちに世界の構造が、それも我々の概念と同じ素材からなる構造が反映されていると認識できるためには、我々はみずからの言語・実践・生活形式の外部に立場を取らなければならないであろう [が、それは無理だということである]。「神の立場」は我々には拒まれている¹⁸。(WR 170f.)

概念的実在論・概念一元論たるブランドムの理論はヘーゲルに即して〈概念的なものの「外部」などない〉という立場に接続し (cf. Brandom, 2002, 228)、その意味で理論体系は「概念的なもの」だけで完全に閉じている¹⁹。〈まだ討議側・主観側の推論ネットワークに組み込まれていない〉という意味での「外部」（客観的世界側の事実）はあるものの、あくまで「概念的なもの」の内部に配され、さらにその外側としての〈概念的なものの「外部」〉はない。

引用の通りハーバーマスは、この主張が「神の立場」に立脚してこそそのものだと考え、これを退ける。「確かに精神には認識人類学 [Erkenntnisanthropologie] に深く根差した構造があり、それが言語・行為能力を持つすべての主体に対して同じ経験様式を押し付けている、ということはあるのかもしれない。しかしそれでも、自体的に [an sich] 存在する世界が、『我々の』経験可能性の地平の外に部分的に逃れているかもしれないという疑念は拭い去れないだろう」(WR 29f.)。この「疑念」を払拭し、〈概念的なものの「外部」などない〉とすることができるのは、「自体的に存在する世界」がすべて明示的に見渡せる立場、つまり「神の立場」しかないというわけである。ハーバーマスはあくまで生活世界内部からのパースペクティブを貫き、生活世界の「外部」としての客観的世界についての積極的言明を避ける。結果として語られるのは、生活世界での討議が機能するデファクトの条件としての「想定」、つまり認識実在論的直観までである。

ブランドムの概念実在論（あるいはそれを一部とした「絶対的観念論」）が持つ長所の裏返しにはなるが、〈概念的な思考や推論、討議しかできない我々が、いかにして非概念的なものに出会う

¹⁸ ハーバーマスはこの批判を回避しつつ、「概念実在論的な基本前提を、自らの意識状況の成立史への反省から根拠づけ得る可能性」(WR171)に言及し、ブランドムがそこに位置付けられることを示唆するが、それでも自らこの立場を採ろうとはしない。

¹⁹ もちろんブランドムも『信頼の精神』においては、「想起 [recollection/Erinnerung]」（とりわけ未来世代の想起）という概念を体系に組み込んでおり、ヘーゲル的な「絶対知」に至ることがない (cf. ST 607) という意味では、閉じた体系でないとも言える。逆に言えば、ハーバーマスとは違い「非概念的なものの領域」を設定しなかったがゆえに、「想起」という社会的・歴史的な箇所に、体系の閉じなさを設定していると考えられるだろう。

のか」という批判が向けられるであろうことを、カントとヘーゲル²⁰、それにローティやセラーズを経たハーバーマスが予想しなかったとは考えにくい。そのリスクを承知の上で、それでも客観的世界の概念的構造を拒否するハーバーマスは、優れて「外部」を許容する〈閉じることのない理論体系〉に重点を置いている。ヘーゲルの「脱超越論化」を高く評価しながらも「超越論的-プラグマティックな問題設定を放棄しない」(WR 32) 立場、「言語論的カント主義の流れを汲むプラグマティスト的認識実在論」者として、極めて一貫していると言えないだろうか²¹。

終わりに

本論はハーバーマスの「認識実在論」の明確化を目的とし、ブランドムの「概念実在論」に対する批判を中心として、その輪郭付けを試みてきた。結果として、[1] 学習概念にかんする批判、また生活世界の認識的優位と客観的世界の存在論的優位との両立についての批判は、どちらも（少なくとも『信頼の精神』に至った）ブランドムへの決定的な批判にはならないこと、その上で[2] ハーバーマスの認識実在論が理論体系全体として〈閉じることのない理論体系〉の構築として解釈され得ることを論じた。ハーバーマスの認識実在論は神の眼を許さず、徹底的に生活世界内部から、実在について語ることのできる最低限を貫いた立場だ、というのが本論の結論である。先にも述べた通り、本論が取り扱ったハーバーマスの『明示化』批判は、三つあるうちの一つに過ぎない。特に[1]を含む両者の論争という点にかんしては、残りの批判——討議参加者の二人称的観点と方法的個人主義の問題、概念実在論に伴う道徳的実在論の問題——の検討がなされた後に、総体として評価が与えられる必要があり、それは今後の課題である。

References

- Apel, K.-O. (2002). 'Pragmatismus als sinnkritischer Realismus auf der Basis regulativer Ideen: In Verteidigung einer Peirceschen Theorie der Realität und der Wahrheit,' in Raters, M.-L. & Willaschek, M. eds. *Hilary Putnam und die Tradition des Pragmatismus*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, 117–147.
- Bernstein, R. J. (2010). *The Pragmatic Turn*, Cambridge, UK ; Malden, MA: Polity Press, (廣瀬寛・佐藤駿訳, 『哲学のプラグマティズム的転回』, 岩波書店, 2017年) .
- Brandt, R. (1994). *Making It Explicit: Reasoning, Representing, and Discursive Commitment*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- (2000). 'Facts, Norms, and Normative Facts: A Reply to Habermas,' *European Journal of Philosophy*, 8, 3, 356–374.
- (2002). *Tales of the Mighty Dead: Historical Essays in the Metaphysics of Intentionality*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.

²⁰カントが「現象」に対して「物自体」という不定の外部領域を確保していたことはよく知られている (cf. 石川求, 2018)。無論ハーバーマスにおいては客観的世界は物自体とは異なり不可知ではない。そしてその後、(フィヒテないし)ヘーゲルは明確に〈閉じた体系〉を観念論的に提示している。

²¹本論は「理論体系全体」の観点から、ある種明確に、ハーバーマスをカント主義者、ブランドムをヘーゲル主義者と位置付けている。しかしバーンスタインも指摘するように、「パースやセラーズやマクダウェルがそうだったように、ブランドムの出発点もカントにある」(Bernstein, 2010, 103)。もちろんブランドムはカントに一定の不十分な点を見出しているものの、同時に(引用にある他の三者と共に)高い評価を与えてもいる。またハーバーマスも自身カント主義者でありながら、ヘーゲルに高評価を与えている。本論の射程は超えるが、両者が厳密な意味においてどういった点でカント主義的・ヘーゲル主義的なのかは、より詳細に検討される必要がある。

- (2019). *A Spirit of Trust: A Reading of Hegel's Phenomenology*, Cambridge, Mass: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Habermas, J. (1968, 1973). *Erkenntnis und Interesse*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, (奥山次良・八木橋貢・渡辺祐邦訳, 『認識と関心』, 未来社, 1981年) .
- (1981). *Theorie des kommunikativen Handelns. 1*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag.
- (1983). *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, (三島憲一・中野敏男・木前利秋訳, 『道徳意識とコミュニケーション行為』, 岩波書店, 2000年) .
- (2004). *Wahrheit und Rechtfertigung: Philosophische Aufsätze*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, erw. Ausg., (三島憲一・大竹弘二・木前利秋・鈴木直訳, 『真理と正当化』, 法政大学出版局, 2016年) .
- 石川求 (2018). 『カントと無限判断の世界』, 法政大学出版局.
- 久高将晃 (2021). 「ハーバーマスの実在論: 「真理の合意説」における「弱い」実在論と「討議倫理学」における非実在論」, 『人間科学 (琉球大学人文社会学部紀要)』, 第41号, 93–111頁.
- Lafont, C. (2002). '9. Is Objectivity Perspectival? Reflexions on Brandom's and Habermas's Pragmatist Conceptions of Objectivity,' in Aboulafia, M., Bookman, M. O., & Kemp, C. eds. *Habermas and Pragmatism*, London ; New York: Routledge, 185–209.
- 大河内泰樹 (2015). 「真理と規範——カント的プラグマティズムからヘーゲルのプラグマティズムへ」, 『現代思想』, 第43巻, 第11号, 208–223頁.
- 佐々木尽 (2022). 「『真理と正当化』におけるハーバーマスの真理理論」, 『倫理学研究』, 第52巻, 119–130頁.
- 白川晋太郎 (2021). 『ブランドム 推論主義の哲学——プラグマティズムの新展開』, 青土社.